

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和6年2月16日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300254 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300042 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を平成 17 年 12 月 16 日は 28 万 1,000 円、平成 18 年 7 月 14 日は 27 万 5,000 円、同年 12 月 15 日は 26 万 4,000 円、平成 19 年 7 月 13 日は 23 万 9,000 円及び同年 12 月 14 日は 23 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 16 日、平成 18 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 19 年 7 月 13 日及び同年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 12 月 16 日、平成 18 年 7 月 14 日、同年 12 月 15 日、平成 19 年 7 月 13 日及び同年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月
② 平成 18 年 7 月
③ 平成 18 年 12 月
④ 平成 19 年 7 月
⑤ 平成 19 年 12 月

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間①から⑤までの賞与が支払われていたが年金記録に反映されていないことがわかった。賞与を受け取った金融機関の取引明細が準備できたので、今回訂正請求をすることにした。

請求期間の賞与記録を認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間①から⑤まで (以下「請求期間」という。) について、請求者が提出した B 銀行の取引明細、同銀行の回答及び請求期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の賞与明細書 (以下「取引明細等」という。) によると、請求者は、請求期間において A 社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、前述の取引明細等により推認できる厚生年金保険料額及び賞与支給額から、請求期間①は 28 万 1,000 円、請求期間②は 27 万 5,000 円、請求期間③は 26 万 4,000 円、請求期間④は 23 万 9,000 円及び請求期間⑤は 23 万 3,000 円とすることが妥当である。

また、請求期間の賞与支給日については、前述の取引明細等から、請求期間①は平成 17 年 12 月 16 日、請求期間②は平成 18 年 7 月 14 日、請求期間③は同年 12 月 15 日、請求期間④は平成 19 年 7 月 13 日及び請求期間⑤は同年 12 月 14 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、請求期間当時の代表取締役及び解散時の代表取締役はいずれも既に死亡しており、破産管財人及び請求期間当時の取締役からは請求者の請求期間に係る賞与支払の届出や厚生年金保険料納付について、資料が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。